

いじめ防止対策推進法等に基づく いじめ問題への対応について

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室
いじめ・自殺等対策専門官

稲川 洋生



独立行政法人教職員支援機構

目次

- 1 いじめ対策のこれまでの経緯
- 2 法における学校（教職員）等の主な役割
- 3 いじめの定義・認知
- 4 いじめへの組織的対応
- 5 いじめの重大事態

1 いじめ対策のこれまでの経緯

1 いじめ対策のこれまでの経緯

「いじめ対策のこれまでの経緯」

- ◆ 平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言
→ 「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

「いじめ防止対策推進法」の成立（平成25年6月21日）

→ 6月28日公布、9月28日施行

- ◆ いじめの防止等のための基本的な方針の策定（10月11日）
→ 同日、各都道府県教育委員会等へ通知を発出し周知。
- ◆ 平成29年3月、いじめの防止等のための基本的な方針の改定
いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定
- ◆ 令和6年8月、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂

2 法における学校（教職員）等の主な役割

2 法における学校（教職員）等の主な役割

「いじめ対策における国・地方公共団体・設置者・学校（教職員）・保護者の主な役割」

国	★「いじめ防止基本方針」の策定 ○いじめの防止等のための対策を総合的に策定・実施	【法第11条】
地方公共団体	◆「地方いじめ防止基本方針」の策定 ※「いじめ問題対策連絡協議会」の設置 ○地域の状況に応じた施策の策定・実施	【法第12条】 【法第14条第1項】
学校の設置者	※いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置 ★設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施 ○いじめの防止等のために必要な措置の実施	【法第14条第3項】 【法第24条】
学校・教職員	★「学校いじめ防止基本方針」の策定 ★「学校いじめ対策組織」の設置 ★いじめに対する措置 ○学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処	【法第13条】 【法第22条】 【法第23条】
保護者	◆児童等への指導、いじめの防止等のための措置への協力 ★児童等の保護 ○子の教育についての第一義的責任	【法第9条第1項・第3項】 【法第9条第2項】

★：義務 ◆：努力義務 ○：責務 ※：望ましい

3 いじめの定義・認知

3 いじめの定義・認知

「いじめの定義」

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。
「発生件数」から「認知件数」に変更。

いじめ防止対策 推進法（平成25年） の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

- 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）
➡ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする

3 いじめの定義・認知

「いじめの積極的な認知について」

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、

**「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、
その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」**

と極めて肯定的に評価する。

4 いじめへの組織的対応

4 いじめへの組織的対応

「いじめに組織的対応を求めている背景」

まだまだ、多くの悲惨な事案で、教職員の抱え込みが見られる。

- 熱心であればあるほど「落とし穴」にはまる
（「自分が解決しなければ…」「迷惑はかけられない…」「相談するのではなく、相談される立場」「他の業務が忙しそう…」etc.）
- 「組織」をつくることが法で決まっているのは、抱え込みを防ぐため。



抱え込みを防ぐためにはどうするか？

4 いじめへの組織的対応

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- 学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、
教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

4 いじめへの組織的対応

「学校における『いじめに対する措置』（法第23条）」

- 1 教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。
→ 「抱え込み」が許されないことの法的根拠。
- 2 学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。
→ 「学校」とは、具体的には、校内の「学校いじめ対策組織」を指す。
- 3 いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、被害児童生徒又はその保護者への支援や、加害児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- 4 必要に応じて加害児童生徒に対する別室指導等（※）を検討
（※）被害児童生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置
- 5 いじめに係る情報を、加害・被害児童生徒双方の保護者と共有
- 6 警察との連携
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきときは、所轄警察署と連携して対処
 - ・児童生徒に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報

4 いじめへの組織的対応

「組織的ないじめ対応の流れ」

- 学級担任等が抱え込まず、「**いじめ対策組織**」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

いじめの発見



① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「**いじめ対策組織**」に情報（アンケート結果を含む）を集約・共有
※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。

② 指導・支援体制を組む

- 「**いじめ対策組織**」で指導・支援体制を組む
※校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画)

③-A

子供への指導・支援を行う

- **いじめられた児童生徒**にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の方々等）と一緒に**寄り添い支える体制**をつくり、**いじめから救い出し、徹底的に守り通す**
- **いじめた児童生徒**には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、**自らの行為の責任を自覚**させるとともに、不満やストレスがあっても**いじめに向かわせない力**を育む（ひどいいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる）
- **いじめを見ていた児童生徒**に対しても、**自分の問題として捉え**せるとともに、いじめを止めることはできなくても、**誰かに知らせる勇気を持つ**よう伝える

③-B

保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、**即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問**等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

4 いじめへの組織的対応

「学校いじめ防止基本方針の策定」

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。
- その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

5 いじめの重大事態

5 いじめの重大事態

「いじめの重大事態の関係条文（公立学校の場合）」

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「**重大事態**」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2～3 （略）

（公立の学校に係る対処）

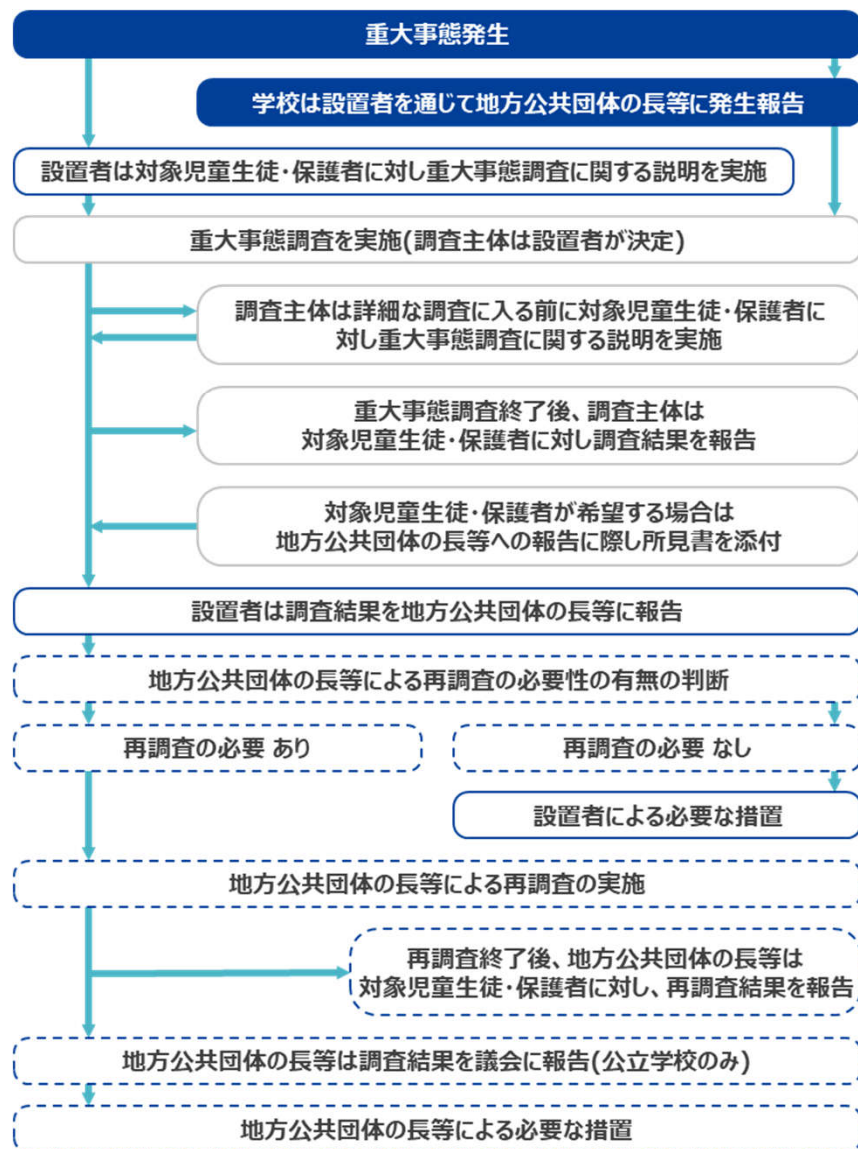
第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3～5 （略）

5 いじめの重大事態

「一般的な重大事態調査の流れ」



【法第29条】～【法第32条】

※公立学校の場合

【法第30条】

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

【法第28条】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う者とする。

【法第28条】

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【法第28条】

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行う者とする。

【法第29条】～【法第32条】

※公立学校の場合

【法第30条】

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要であると認める時は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

※公立学校の場合

【法第30条】

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

※公立学校の場合

【法第30条】

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

※公立学校の場合

【法第30条】

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

※【法第29条】～【法第32条】

・法第29条：国立学校に係る対処 ・法第30条：公立学校に係る対処

・法第31条：私立学校に係る対処 ・法第32条：学校設置会社が設置する学校に係る対処

最後に

最後に

各学校・教職員に求められていること

- ① いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- ② いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ③ 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応

振り返り

○抱え込みを防ぎ、組織的な対応を確実に進めるために
御自身の学校において取り組むべきことは？